

# 東京都動物愛護管理審議会答申の概要

～東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について～

## 動物愛護管理施策を取り巻く状況

### 動物飼養の現状 (平成 30 年度実績 ※平成 29 年度飼育実態調査)

○ 犬：登録頭数 約 51 万頭	○ 猫：個体数推計 約 117 万頭*
個体数推計 約 55 万頭*	飼育猫 約 107 万頭
狂犬病予防注射接種率 73.0%	屋外猫 約 10 万頭

### 現行推進計画における具体的目標の達成状況

指標	平成 24 年度 実績値	平成 35 年度 目標	令和元年度実績値 (対平成 24 年度比)
動物の引取数	2,866 頭	15%削減	458 頭 (▲84.0%)
動物の致死処分数	2,404 頭	20%削減	308 頭 (▲87.2%)
犬の返還・譲渡率	79.4%	85%以上に増加	97.7%
猫の返還・譲渡率	17.1%	20%以上に増加	44.0%

### 動物愛護管理法改正（令和元年 6 月）の主な事項

- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
- 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
  - ・ 第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化
  - ・ 出生後 56 日を経過しない犬猫の販売等の制限
- 動物の適正飼養のための規制の強化
  - ・ 都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充
  - ・ 特定動物に関する規制の強化
  - ・ 動物虐待に対する罰則の引上げ
  - ・ 獣医師による虐待の通報の義務化
- 都道府県等の措置等の拡充
  - ・ 動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- マイクロチップ装着の義務化

### 動物愛護管理基本指針改正（令和 2 年 4 月）の主な事項

- 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
- 適正飼養の推進による動物の健康、安全の確保、返還・譲渡の促進
  - <殺処分の 3 分類>
    - ① 譲渡することが適切でない
    - ② ①以外の処分
    - ③ 引取り後の死亡
  - ・ 犬及び猫の殺処分数を、透明性を持って戦略的に減少
  - ② H30 比 50% 減
  - ①③ 引取数を減少させることにより減らす
- 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止
  - ・ 多頭飼育問題等への対応について、福祉部局等との連携を強化
- 所有明示（個体識別）措置の推進
  - ・ マイクロチップ等の所有明示の必要性の啓発を推進
- 動物取扱業の適正化
  - ・ 登録制度の遵守に加え、新たな規制を着実に運用
- 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進
- 災害対策
- 人材育成

## 今後取り組むべき施策の方向性

### 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し 各施策を着実に推進

#### 1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
  - ・ 飼い主に対する適正飼養等に係る啓発や情報発信の更なる充実
  - ・ マイクロチップ装着等の定着に向けた啓発の推進
- 犬の適正飼養の徹底
  - ・ 区市町村と連携した法令遵守の徹底
- 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
  - ・ 相談支援に取り組む区市町村が必要な知識や専門的助言、支援等が受けられる仕組みを整備

- 多頭飼育に起因する問題等への対応に係る連携
  - ・ 区市町村において関係機関が迅速に連携するための仕組みづくり
- 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
  - ・ 虐待等の防止、疑い事例への対応における警察等との連携強化
- 地域における適正飼養の推進のための人材育成
  - ・ 地域の課題に適切に対応し指導的な役割が果たせる人材の育成
- 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援
  - ・ 小学校や児童館等と連携した学習支援を幅広く展開

#### 2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
  - ・ 地域の実情に合わせた、より効果的な取組を進めるための支援
- 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保
  - ・ 動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理、飼育環境の整備
- 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
  - ・ 譲渡活動の取り組む関係者の連携・協力の輪の拡大

#### 次期計画における目標

指標	目指すべき方向性						
動物の引取数	更なる減少を図る						
動物の致死処分数	<table><tr><td>① 動物福祉の観点から行ったもの</td><td>更なる減少を図る</td></tr><tr><td>② 引取・収容後に死亡したもの</td><td></td></tr><tr><td>③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）</td><td>ゼロを継続する</td></tr></table>	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る	② 引取・収容後に死亡したもの		③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）	ゼロを継続する
① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る						
② 引取・収容後に死亡したもの							
③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）	ゼロを継続する						
犬及び猫の返還・譲渡率	更なる増加を図る						

#### 4 災害対策をはじめとする危機管理体制への的確な対応

- 動物由来感染症への対応強化
  - ・ 発生時等における関係機関との連携強化
- 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化
  - ・ 飼い主の防災力を高めるための取組の推進
  - ・ 避難所設置主体となる区市町村の対策強化に向けた支援
  - ・ 動物愛護相談センターにおける災害時対応体制の強化